

広島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年七月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道宇津戸八幡線	尾道市御調町今田字風森三三番二地先から 尾道市御調町今田字風森三三番二地先まで	平成二十五年七月十一日